

花菖蒲ノ會會報

「神社本庁憲章」と「総長選任問題」

— 10号・11号を読んで —

稲貴夫(神社本庁参事)

『花菖蒲ノ會會報』10号、11号を拝読し、投稿致しました。

自らの土台と言つてよい神社本庁憲章を本庁自身が否定するやうなことは、論理的に通用しません。

私は昨年四月二十一日、平成二十九年から四年半続いた神社本庁職員としての地位の確認を求める訴訟に、瀬尾参事と共に最高裁の決定を受けて全面勝訴しました。

私はその後も二カ月近く、職場復帰が叶いませんでしたが、その間に、凶らずも私が当事者となつた「神社本庁憲章」をめぐる事件が二度起こりました。

一つは、裁判終結直後の四月二十六日、東京・明治記念館で開催された「神社本庁評議員一都七県の会」において、東京都神社庁の小野貴嗣庁長が、原告

側が「神社本庁憲章は関係ない」などと主張してゐたとして、神社本庁に毅然とした措置を求め「上申書」を配布し、出席者の賛同を求めたことです。

もう一つは、五月二十七日の神社本庁評議員会で、宮崎県神社庁の本部雅裕庁長が、「原告らが、裁判の中で、“原告らは労働者であり、本庁憲章に定める神職ではない”とはつきり発言してゐる」などと発言したことです。

これら全くの事実無根の文書の配布、評議員会での発言の事実のあつたことを知つた私は、名誉を棄損されたと感じました。そこで塩谷弁護士と相談の上、両氏に対し通知書を送付し、事実関係についての回答を求めました。その後六月に職場復帰したこともあり、直接ご本人から、誠実な回答、あるいは謝罪があ



令和5年
5月1日
第12号

るものと思つてをりましたが、今に至るまで何の返答もないため、先日再通知を致しました。それでも回答をいただけないやうであれば、刑事告訴も含めた法的手段の検討と実行に踏み切るつもりです。

私は、小野、本部両庁長が主張される通り、「神社本庁憲章」を遵守することが、神社本庁職員としての資質にも関する重要な責務であることには、全く異存はありません。そして当然、そのことは、本庁及び各神社庁の役員も例外ではない筈です。

しかし、現在起きてゐる「神社本庁総長選任問題」については、神社本庁の過半数の役員が、「神社本庁憲章」を蹂躪してゐるとしか私には見えません。憲章は関係ない、といふ人物は、本庁職員として不適格ですが、現実問題として、過半数の役員が憲章を蹂躪してゐる。これが神社本庁の現状であることを、皆様にご理解戴きたいと思ひます。

感想文コーナー 【「敬神尊皇」を想ふ】

「これぞ本記事?」

『神社本庁の四十年—若木庁舎によせて—』という本をご存知でしょうか。

その名の通り、神社本庁の設立から満40年が過ぎた昭和62年、神社本庁調査部によって編著された本です。

神社本庁は昭和21年2月3日に設立されましたが、その時は、國學院大學の裏にあつた建物を庁舎にしていました。これは昭和7年「全国神職会館」として建設された建物で、戦前も戦後も「神社界統合の象徴」的な建物でした。

因みに昭和52年、新左翼のテロリストによる爆破事件が起きたのもこの建物です。

昭和62年、神社本庁は現在の代々木の庁舎へ移転することになりました。その機に、役員有志(OBを含む)がそれぞれ貴重な思い出を交えながら、若木庁舎を中心とした戦後40年の歩みと、先輩諸兄の業績を編著したのが、この『神社本庁の

四十年』なのです。

この本には、昭和55年の『神社本庁憲章』の制定』についても記述されていますが、そこには次のような一文があります。

「運営上の庁規・神社規則中心傾向はややもすれば……精神規範軽視となり、そのため神社関係者の見識が疑はれ、社会的権威の失墜をもたらすやうな事例もまま発生……」

この文章は『神社本庁憲章の解説』（神社本庁調査部・昭和55年）の冒頭文を引用して、アレンジしたもののようですが、それにしても、

- ・庁規……中心……
- ・精神規範（神社本庁憲章）軽視……
- ・神社関係者の見識が疑はれ……

……

ここにはまさに、我々が今直面している問題の本質をつく言葉が並んでいるのです。

将来、神社本庁がおかしかなない「あやまち」や、それに対

して裁判所からくだされる「判決（二審）」を、まるで36年前に予言していたかのような文章です。

残念ながら現在の神社本庁事務局は、憲章について、「当時、附則中の日付に誤りがあるまま議決されてみたことや、第十五条二項中の『斯道』の文言が誤植により『斯界』として通達され、『神社本庁規程類集』と『神社本庁憲章の解説』とで記載が異なることが判明したため、慎重に対応していく」（『神社新報』令和4年12月19・26日号参照）として、憲章の内容の本質よりも、小さな誤記の方を問題にする姿勢のようです。

しかし、せっかく先輩・先哲方が、神社界の将来を心配して、道を踏み外さぬようにと心を込めて制定してくださった「精神規範『神社本庁憲章』」なのです。

皆様、ぜひこの機会に、今一度『神社本庁憲章』を読み直してみませんか。

感想文コーナー② 【「敬神尊皇」を想ふ】

神社が本来めざすものは

コロナ禍も稍々ながら終熄の兆しが見え、全国の神職諸兄も今年のまつりの諸行事をいかにするか、氏子の皆さんとの話し合いが始まってをられることと思ひます。

氏子の皆さんからは、「こどもたちはもとより、みんなが喜べるまつりにしたい」といった言葉が聞かれます。

この「みんなが喜ぶまつり」には、ある意味で「神社」の本質があるのではないでせうか。つまり、「神社のまつり」は「みんな」のものであって、個人の内心的な信仰よりも、共同の、公共の「いのり」を基盤にしたものだといふことです。

ここに「神社」の「公的存在」としての根本的価値があるのではないでせうか。

その「公的存在」ゆゑに「大日本は神国なり」の思想が成り立つのであり、それを支へるのが「敬神尊皇」の教学でありませう。

戦後の新憲法と宗教法人法（当初は法人令）の下で「神社本廳」は発足しましたが、「廳」の文字をその団体名に附したのは、「神国日本」の「廳」でありたいとの、当時の先輩方の思ひであった違いありません。

一方で、「宗教法人神社本庁」は新憲法と法人法の管轄下にある世俗的国家機構のなかの組織です。この組織の役員会が、多数決だからといって、「神国日本」の「神社本廳」を思ひのままに支配したいといふのは、本末転倒も甚だしいものです。

神宮を「本宗」とさだめたのも、神宮を通して陛下の「おほみこころ」をあふぐことで「敬神尊皇」を具現化するものでありませう。そしてその具現化を個人的実態としておつとめただいてゐるのが統理様です。

「統理は裁判所の決定に従つてほしい」などの発言は、「神国日本」のクーデターであり。かの道教にも劣る悪態極まりなき態度です。

「政教分離」ですから、裁判所が「神国日本」の「神社本廳」統理の権限に指示はできません。議決機関である評議員会でこそ決定するべきです。

統理様のもとで

神社界の真姿を顕現しよう